

## 議案第 2 号

### 是正の要求の指示に関する対応について

「竹富町教育委員会の義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律の規定に基づく事務の執行に関する地方自治法第245条の5第2項に基づく指示について」を別紙のとおり決定する。

平成26年1月15日

沖縄県教育委員会

教委第 号  
平成 26 年 1 月 15 日

文部科学大臣 殿

沖縄県教育委員会

竹富町教育委員会の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づく事務の執行に関する地方自治法第 245 条の 5 第 2 項に基づく指示について

沖縄県教育委員会は、平成 25 年 10 月 18 日付け 25 文科初第 768 号「竹富町教育委員会の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づく事務の執行について（指示）」により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 5 第 2 項に基づく指示を受けているが、同条第 3 項に基づき竹富町教育委員会に対して違反の是正措置を求めることを審議するにあたり、沖縄県教育委員会では下記のような立場を取っているが、これらのことについて文部科学省の見解をご教示願いたい。

#### 記

1 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号。以下「無償措置法」という。）第 1 条には「教科用図書の無償給付その他義務教育諸学校の教科用図書を無償とする措置について必要な事項を定めるとともに、当該措置の円滑な実施に資するため、義務教育諸学校の教科用図書の採択及び発行の制度を整備し、もつて義務教育の充実を図ることを目的とする。」と規定されている。この条文中にある「義務教育の充実を図る」とは、主に義務教育教科用図書の無償給与が行われることによって、義務教育の場における児童生徒の学習条件が同一となり、教育の機会均等が保障されること等を期待したものとされているが、沖縄県教育委員会としては、現在竹富町において教育の機会均等は阻害されていないものと考えている。

2 地方分権一括法案の国会における審議の際、「自治事務に対する是正の要求については、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、当該事務の処理が明らかに公益を侵害しており、かつ地方公共団体が自らこれを是正せず、その結果、当該地方公共団体の運営が混乱・停滞し、著しい支障が生じている場合など、限定的・抑制的にこれを発動する」旨が附帯決議として定められている。

今回の是正の要求の指示は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。）第 49 条に定める方式によるものではないため、文部科学省では現在の竹富町の状況は「児童、生徒等の教育を受ける機会が妨げられていることその他の教育を受ける機会が侵害されていることが明らか」な状況と考えていないものと思われる。

そのため、今回是正の要求を行った場合、国会の附帯決議の趣旨を反映したものとならないのではないかと。

3 八重山採択地区協議会の答申による教科書も、竹富町教育委員会が採択した教科書も、ともに文部科学省の検定をパスした教科書であり、その一方を違法とすることは、結果として検定済み教科書を否定することになり、合理性がなくなるのではないかと懸念している。文部科学省の検定をパスした教科書の教育的な意味は等しいはずである。

4 これまで、沖縄県教育委員会では、各市町村教育委員会が持つ教科書採択権に基づく主体性を尊重し、その上で石垣・竹富・与那国の3市町教育委員会による公正な話し合いにより合意のもと解決が図られるよう、公平に指導や助言等を行ってきた。

今回の指示に従い竹富町教育委員会に対してのみ是正の要求を行った場合、3市町の主体的な協議による解決でない形で同一の教科書使用を強いることとなり、今後の八重山地区の教科書採択において信頼に基づく公正な審議等が行われなくなるのではないかと懸念している。あるいは教育現場で最も大事なものと考えられる信頼関係が損なわれるのではないかと懸念している。

また、本件に関しては県民等の強い関心が集まっており、是正の要求により使用教科書の変更を命じた場合、抗議運動等により通常の教育現場では想定し得ないような混乱が起きるのではないかと懸念される。

5 文部科学省が平成25年11月15日に発表した「教科書改革実行プラン」では、「『市郡』単位となっている採択地区の設定単位を『市町村』に柔軟化」することが示されている。このことは、共同採択地区内で教科書が一本化できない事態の発生を防止する目的も持つものと考えられ、是正の要求により使用教科書の一本化を行うことは、「教科書改革実行プラン」が目指す改善の方向に反するものになるのではないかと懸念している。

6 これまで八重山地区教科書採択について、当該市町村教育委員会と誠実な協議を重ねてきたが、なお意見対立が残っているのは承知の通りである。よって、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条（採択地区）に則り、沖縄県教育委員会としては意見を同じくする市区町村に採択地区を分割することを検討したいと思いますが、文部科学省のお考えをお示し下さい。